

入間市立図書館本館の指定管理者制度の導入について

1 現状

入間市立図書館の管理・運営については、入間市立図書館本館（以下「本館」という。）は入間市（入間市教育委員会）が直営で行い、入間市立図書館西武分館、金子分館、藤沢分館（以下「3分館」という。）については、平成28年度から指定管理者が行っている。

本館は、中央館としての役割を担い、入間市立図書館の方向性を示しながらリーダーシップを執り、3分館を指導する立場にある。そして、本館による監督・モニタリングと緊密な連携によって、本館と3分館が差異のない運営をしている。

なお、現行の運営形態については、入間市立図書館設置及び管理条例により定められている。

2 背景

本館については、市直営で管理・運営を行っているが、行政改革大綱第1期実行計画（平成28年度策定）の個別改革進行プランに図書館の民間委託化が示されて以降、本館への指定管理導入の是非も含めた今後の図書館の方向性について、図書館内で調査・研究を行い、庁内での検討も進めてきた。

一方、入間市公共施設マネジメント事業計画（平成30年度策定）では、令和10～11年度に、本館が設置されている入間市産業文化センターを全館閉館しての大規模改修（以下「大規模改修」という。）が計画されたため、その期間中の本館の運営方法や移転等の検討が必要となった。なお、この検討には将来的な図書館のあり方等を踏まえる必要があったため、時間を要している状況にあった。そのため、本館の指定管理導入の検討は保留とされていた。

しかしながら、このたび大規模改修の柱の一つである空調設備工事について、本館を閉鎖し、移設することなく実施できることとなったため、入間市議会9月定例会において工事費の補正予算を計上し、可決された。また、空調設備工事の実施に伴い大規模改修の実施時期も先送りとなったため、指定管理者による本館の管理・運営が物理的に可能となった。

そのため、保留としていた本館の指定管理導入について検討を再開し、このたび導入を進めることが庁内で決定されたため、図書館協議会に諮問することとした。

3 指定管理者の運営状況

指定管理者の運営状況は、実地調査（2回/年）、人件費調査（2回/年）、第三者評価（指定管理3年目の年）及び分館が実施している利用者アンケート調査（1回/年）で確認を行っている。

実地調査では、地域と良好な関係を構築し、地域に根ざした事業運営を展開している点、迅速で分かりやすさを踏まえた窓口対応が実践されていること等が評価されている。

人件費調査では、適正な雇用形態が評価されている。

第三者評価では、学校を巻き込んだ子ども向けの事業の展開や、高齢者、障害者、外国語で話される方等、多岐にわたる利用者を想定した窓口対応が評価されている。

利用者アンケート調査では、3分館ともに、施設の運営やレファレンスを含めた窓口で

のスタッフ対応について、70%の利用者が満足との評価をしている。

これらの調査等の結果により、指定管理者が市の要求水準を満たした業務を実施しており、民間事業者のノウハウを活かし、利用者に寄り添った運営を行っているとの評価できる。

4 埼玉県内の状況

埼玉県内においては、63市町村中、24市町で指定管理を導入している。

このうち、全館指定管理者により運営している市は11市（春日部市、鴻巣市、戸田市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市）である。

入間市以外のダイア4市の状況は、次のとおりである。

所沢市 本館：直営 7分館：指定管理

飯能市 本館：直営 1分館：直営

狭山市 本館：直営 1分館：指定管理

日高市 本館：業務委託 分館なし

5 図書館司書の配置状況

(令和7年度)

	職員数	図書館司書人数	図書館司書の割合
本館	35人(24人)	8人(4人)	23%(17%)
3分館合計	42人(20人)	29人(8人)	69%(40%)
西武分館	19人(9人)	13人(3人)	68%(33%)
金子分館	7人(4人)	6人(3人)	86%(75%)
藤沢分館	16人(7人)	10人(2人)	63%(29%)

()内はパート等

※本館は会計年度任用職員をパート等とした。

※分館はシフトスタッフ及びシルバーサポートスタッフをパート等とした。

6 年度別入館者数、貸出者数、貸出点数

入館者数、貸出者数及び貸出し点数について、コロナ禍の令和元年度・2年度を除き検証を行った。

入館者数については、本館は平成25年度から平成30年度までは減少傾向が続き、コロナ禍で落ち込んだことを受け、令和3年度から増加傾向に転じている状況である。一方、3分館は平成25年度から減少傾向にあった入館者数は、指定管理者による管理・運営が開始された平成28年度から平成30年度まで増加傾向に転じている。その後、コロナ禍で落ち込み、本館と同様に令和3年度から増加傾向に転じている状況である。

貸出者数及び貸出点数については、本館、3分館とも増減の波があるものの、平成25年度から平成30年度までは減少傾向が続いている。その後、コロナ禍で落ち込んだことを受け令和3年度から増加傾向に転じている状況であるが、3分館は、指定管理者による管理・運営が開始された平成28年度から平成30年度までの減少率が、本館と比較し低い

状況である。

※詳細については別紙を参照

7 人件費の比較

直営（令和6年度）	決算額	指定管理	想定事業費
人件費	131,175 千円	人件費	102,255 千円

8 本館へ指定管理者制度を導入した場合の効果（メリット）

① 経費の削減

指定管理に要する経費は、市が直営で管理・運営する経費等をベースに積算することから、直営で管理・運営する経費を上回る想定はない。

さらに、民間事業者等の創意工夫による経費の節減が期待できる。

② 民間事業者の能力の活用

民間事業者ならではの広いネットワークの活用や、フットワークの良さ等を活かすことで、多様化する利用者のニーズにも迅速かつ的確に対応することが可能になる。

さらに、本館及び3分館を一体で管理・運営することで、今まで以上の多様なサービス提供や、効果的・効率的な管理・運営が可能となる。

具体的には、開館時間の延長や電子図書サービスの充実等が期待できる。

③ 専門知識を持つ人材（図書館司書）の確保

図書館では、利用者からの課題や多様な知的要求に応えるため、また、利用者と図書資料を結びつけるために、専門的知識や技術を有する図書館司書が必要である。ここ数年、本館においては図書館司書を安定して配置することが困難であり、図書館司書の安定確保・配置は最重要課題である。

指定管理者による管理・運営においては、3分館の職員配置から見ても将来にわたり図書館司書の安定した配置が可能である。

9 本館へ指定管理者制度を導入した場合の課題（デメリット）

① 指定管理者が変わるタイミングにおいて、利用者サービス及び選書業務等の継続性・連続性を担保する仕組みを構築する必要がある。

② 公的機関との連携が直営時と変わらぬよう、教育委員会内に新設する図書館担当の役割が重要になる。

③ 図書館長が市の職員でなくなり、議会や政策形成過程への関わりが希薄になることが懸念されることから、利用者サービスに影響のないような対策が必要になる。

④ 移動図書館車（やまばと号）の運行形態を見直す必要がある。